

## 希少野生動植物保護回復事業計画の策定について

自然保護課

## 1 令和元年度 保護回復事業計画の策定種

種名：クビワコウモリ：*Eptesicus japonensis*

県希少野生動植物保護条例：指定希少野生動植物

レッドデータブックカテゴリー：

長野県版：絶滅危惧ⅠB類（2015年）

環境省版：絶滅危惧Ⅱ類（2019年）



クビワコウモリ

撮影：橋本肇氏

## 2 種の概要

## (1) 特徴

ヒナコウモリ科。前腕長 38～43mm、頭胴長 55～65mm。暗褐色の背面に比べ、明るい腹面の体毛が真下から見た時に頭部を取り囲む首輪模様に見える。

本来は山地帯～亜高山帯の森林内の樹洞を昼間のねぐらとしていると思われるが、家屋を利用するケースも知られている。年に1回、初夏に1仔を出産する。

松本市の乗鞍高原では晩春に飛来し、家屋で出産と子育てをして晩夏にいなくなるが、どこで冬眠するかは分かっていない。

## (2) 分布

日本固有種で本州中部にのみ分布し、北アルプス山麓、南アルプス山麓、御岳山山麓、白山、富士山麓、秩父山系及び石川県の七ツ島で生息が確認されている。

繁殖場所は長野県松本市の乗鞍高原で確認されているのみであり、他地域での繁殖場所などの詳細は不明である。

## (3) 絶滅危惧の要因

樹洞のある森林が少なくなったことによる、ねぐらの減少などが考えられる。

## 3 地域における保護活動の取組み

乗鞍自然保護センターが観察会を実施しているほか、1995年に研究者や有志などにより設立された「クビワコウモリを守る会」が、調査活動やバットハウス\*の管理を行うなどの保全活動を継続して行っている。

\*1996年に企業の助成金により同会が建築したコウモリのねぐらと繁殖のための木造施設

## 4 策定の理由

クビワコウモリの生息域は、本州中部のみとされているが、繁殖場所として知られているのは、長野県の乗鞍高原など数箇所のみである。自然林の消失にともなって分布域が極端に狭まっており、近年の調査結果から個体数は年々減少の傾向がみられる。

非常に限られた繁殖地を保全する重要性は高いため、保護回復事業計画を作成し、種の保全を図りたい。

## 5 策定の手続き

| 年度                 | 令和元(平成31)年度 |                |   |   |   |   |    |        |    |   |   |    |
|--------------------|-------------|----------------|---|---|---|---|----|--------|----|---|---|----|
|                    | 4           | 5              | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11     | 12 | 1 | 2 | 3  |
| 審議会                |             | 諮問             |   |   |   |   |    | 中間報告   |    |   |   | 答申 |
| 希少野生動植物保護対策専門委員会   |             |                | ○ |   |   |   | ○  |        |    |   | ○ |    |
| 脊椎動物専門小委員会         |             |                |   | ○ |   | ○ |    |        |    | ○ |   |    |
| 県民意見の募集(パブリックコメント) |             |                |   |   |   |   |    | ←1カ月間→ |    |   |   |    |
| 現地調査               |             | ←←←← 現地調査 →→→→ |   |   |   |   |    |        |    |   |   |    |

# 希少野生動植物保護回復事業計画について

## 1 事業計画について

長野県では開発、里山の利用形態の変化、外来生物、温暖化などの影響により、希少種をはじめとする長野県の豊かな生物多様性が脅かされている。

県では種の保全を図るため、希少野生動植物保護条例により指定種（80 種類）の捕獲規制を実施するほか、指定種の保護回復を図るための保護回復事業計画を策定している。

## 2 根拠条例

### 長野県希少野生動植物保護条例（平成 15 年長野県条例第 32 号）

第 31 条 知事は、保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会、事業者及び県民等の意見を聴いて保護回復事業計画を定めるものとする。

## 3 保護回復事業計画策定種

平成 18 年度～令和 2 年度（15 年間）で 15 の指定種について計画を策定する予定。

（生物多様性ながの県戦略(H23 公表)、指標 H22 年度 8 種類 → R2 年度 15 種類）

| 計画策定年度   | 分類    | 種名         | 評価検証年度   |
|----------|-------|------------|----------|
| 平成 18 年度 | 維管束植物 | ヤシャイノデ     | 平成 25 年度 |
|          | 脊椎動物  | イヌワシ       |          |
| 平成 19 年度 | 維管束植物 | タゲスミレ      | 平成 26 年度 |
|          | 無脊椎動物 | オオルリシジミ    |          |
| 平成 20 年度 | 維管束植物 | ホテイアツモリ    | 平成 29 年度 |
|          | 脊椎動物  | ライチョウ      |          |
| 平成 21 年度 | 無脊椎動物 | ミヤマシロチョウ   | 平成 30 年度 |
| 平成 22 年度 | 維管束植物 | ササユリ       | 平成 29 年度 |
| 平成 23 年度 | 無脊椎動物 | フサヒゲルリカミキリ | 平成 30 年度 |
| 平成 24 年度 | 脊椎動物  | ブッポウソウ     |          |
| 平成 25 年度 | 維管束植物 | アツモリソウ     |          |
| 平成 26 年度 | 無脊椎動物 | チャマダラセセリ   |          |
| 平成 27 年度 | 脊椎動物  | シナイモツゴ     |          |
| 平成 28 年度 | 無脊椎動物 | ゴマシジミ      |          |
| 計        |       | 策定済み：14 種  | 検証済み：9 種 |

## 4 計画の策定効果

- ・危機的状況が切迫した指定種について、具体的かつ効果的な保護回復手法を明確化する。
- ・具体的な手法を明示し、県民主体による保護活動の地域定着を図る。

## 5 過去に策定した計画の評価検証

計画策定後、概ね 5 年を経過した計画について、保全対策の進捗管理と計画の有効性を確認するため、平成 30 年度までに 9 種の評価検証を行った。